

警備業の申請・届出要領について

【警備業務とは】

都道府県公安委員会から認定を受け、次のいずれかに該当する業務であって、他人の需要に応じて行うものをいいます。

- 1 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 2 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 3 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 4 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務

【申請・届出書式及び提出先】

- ・ 都道府県公安委員会に申請及び届出を提出する場合は、下表に掲げる警察署の生活安全許可事務を担当する課を経由して行うことになります。
- ・ 申請及び届出の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時までになります。
- ・ 提出期限、添付種類などにつきましては、警察署又は警察本部（保安課）へお問い合わせください。

番号	申請・届出書式及び提出先
1	認定（認定更新）申請書
	〈提出先〉主たる営業所の所在地を管轄する警察署
2	営業所設置等届出書
	〈提出先〉 ○ 兵庫県公安委員会以外の認定業者で兵庫県内に営業所を設ける場合（9条前段）は、当該営業所の所在地を管轄する警察署 ○ 兵庫県公安委員会以外の認定業者で、兵庫県内に営業所を設けずに警備業務のみを行う場合（9条後段）は、当該警備業務を行おうとする場所を管轄する警察署（当該警備場所が2以上ある場合にあつては、そのいずれかの警備場所を管轄する警察署）
3	警備業廃止届出書
	〈提出先〉 ○ 兵庫県公安委員会の認定業者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署 ○ 他都道府県公安委員会の認定業者は、法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署

4	法第 11 条第 1 項変更届出書
	〈提出先〉主たる営業所の所在地を管轄する警察署
5	法第 11 条第 3 項変更届出書
	〈提出先〉 ○ 兵庫県公安委員会の認定業者（主たる営業所の所在する都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わなくなった場合の届出をする場合に限る。）は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署 ○ 他都道府県公安委員会の認定業者は、法第 9 条により営業所設置等届出書を提出した警察署
6	都道府県内廃止届出書
	〈提出先〉 ○ 警備業務は、法第 9 条により営業所設置等届出書を提出した警察署 ○ 機械警備業務は、機械警備業務開始届出書を提出した警察署
7	服装届出書
	〈提出先〉（兵庫県内で使用する服装） ○ 兵庫県公安委員会の認定業者は、認定（認定更新）申請書を提出した警察署 ○ 他都道府県公安委員会の認定業者は、法第 9 条により営業所設置等届出書を提出した警察署
8	護身用具届出書
	〈提出先〉（兵庫県内で使用する護身用具） ○ 兵庫県公安委員会の認定業者は、認定（認定更新）申請書を提出した警察署 ○ 他都道府県公安委員会の認定業者は、法第 9 条により営業所設置等届出書を提出した警察署
9	服装（護身用具）変更届出書
	〈提出先〉（兵庫県内で使用する服装及び護身用具の変更・追加等） ○ 兵庫県公安委員会の認定業者は、認定（認定更新）申請書を提出した警察署 ○ 他都道府県公安委員会の認定業者は、法第 9 条により営業所設置等届出書を提出した警察署
10	警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証交付申請書
	〈提出先〉住所地を管轄する警察署

11	警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証書換え申請書
	〈提出先〉最寄りの警察署（兵庫県公安委員会交付の資格者証の書換えに限る）
12	警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証再交付申請書
	〈提出先〉最寄りの警察署（兵庫県公安委員会交付の資格者証の再交付に限る）
13	機械警備業務開始届出書
	〈提出先〉 ○ 基地局を設置する場合は、基地局の所在地を管轄する警察署 ○ 基地局が無く機械警備業務対象施設のみがある場合 対象施設の所在地を管轄する警察署（当該都道府県に、2以上の機械警備業務対象施設がある場合は、そのいずれかの機械警備業務対象施設の所在地を管轄する警察署）
14	機械警備業務変更届出書
	〈提出先〉機械警備業務開始届出書を提出した警察署
15	審査申請書
	〈提出先〉申請者の所在地又は申請者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署
16	検定申請書
	〈提出先〉申請者の所在地又は申請者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署
17	成績証明書書換え申請書
	〈提出先〉成績証明書を交付した警察署（審査・検定の申請先警察署）
18	成績証明書再交付申請書
	〈提出先〉成績証明書を交付した警察署（審査・検定の申請先警察署）
19	合格証明書交付申請書
	〈提出先〉申請者の住所地又は申請者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署
20	合格証明書書換え申請書
	〈提出先〉合格証明書を交付した警察署
21	合格証明書再交付申請書
	〈提出先〉合格証明書を交付した警察署

22	警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習）受講申込書
	兵庫県内の警察署
23	警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習）修了証明書再交付申請書
	兵庫県内の警察署